

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が原告となっている訴訟の判決言渡しが平成30年6月15日に広島地方裁判所呉支部において行われ、呉市の請求が認められました。

また、被告は、控訴期限までに控訴しなかったため、呉市勝訴の判決が確定しました。

### 1 事件の概要

グリーンピアせとうちの指定管理者であった被告が平成29年3月1日午前11時をもって中国電力株式会社から電気需給契約を解約されたことを受けて、呉市は、同時刻に、設備や機器への重大な支障、利用者の混乱等を防止するため、同社と電気需給契約を締結しました。被告は、電気需給契約の解約以降も、指定管理者の指定を取り消された平成29年6月8日午前10時までグリーンピアせとうちに係る電気を使用したため、当該電気使用に係る料金として呉市が支払った金額に相当する額（6,336,659円）の支払を求めましたが、納期限までに支払いませんでした。

そのため、呉市は被告に対し平成29年8月8日付けの最終催告書により支払を求めましたが、これにも応じなかったため、もはや自発的に納付する意思がないと判断し、被告に対し、当該未払の電気料金相当額及び当該遅延損害金の支払を求めて訴えを提起し、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成29年（ワ）第103号不当利得返還請求事件
- (2) 提訴年月日 平成29年8月17日
- (3) 管轄裁判所 広島地方裁判所呉支部
- (4) 被 告 株式会社ゆうとぴあセトウチ
- (5) 訴 額 6,336,659円

### 2 判決主文

- (1) 被告は、原告に対し、633万6659円及びこれに対する平成29年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

### 3 判決の要旨

- (1) 前提事実によれば、呉市の請求は理由がある。
- (2) 被告は、本件請求が別件訴訟との関係で信義誠実の原則及び公正迅速の原則に違反するとして、請求棄却を求めているが、これらの点が本件請求を棄却すべき理由とならないことは明白であり、採用の余地はない。